

株主各位

## 第5回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 目次

■連結計算書類 連結注記表 .....	1
■計算書類 個別注記表 .....	10

上記事項の内容は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://niftylifestyle.co.jp/ir/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

なお、上記の事項は、監査報告作成に際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

ニフティライフスタイル株式会社

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 株式会社Tryell

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	6～15年
---------	-------

工具器具及び備品	5年
----------	----

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
-------------	------

#### (2) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## (3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を認識する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

### ① 行動支援プラットフォームサービス

当社グループは、パートナーである大手不動産サイト・大手求人サイトの情報や、日本全国の温泉・スーパー銭湯の情報をまとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

不動産・求人領域では契約に基づいて当社の運営するプラットフォームに情報を掲載し、ユーザーをパートナーに送客する義務を負っております。当該履行義務は、不動産の物件情報や求人情報についてのユーザーからの問い合わせをパートナーに送客するにつれて充足すると判断し、パートナーによる月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、温泉領域では、契約に基づき当社の運営するプラットフォームに温泉施設等の運営情報やクーポンを掲載し温泉施設でのユーザーのクーポン利用等を可能とする義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが温泉施設等でクーポンを利用するにつれて充足すると判断し、温泉施設等による月次の承認時点で成果連動型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## ② 行動支援ソリューションサービス

当社グループは、企業向けソリューションサービスとして、EC等WEBサイト運営事業者向けに、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールサービス（DFO）、不動産事業者向けにオンライン接客の支援サービス（オンライン内見）等を運営しております。

当社は、契約に応じてSaaSツールサービス、オンライン内見サービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度としての総合設立型の企業年金基金（ベネフィット・ワン）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

## (5) のれんの償却方法及び償却期間

発生年度から5年で均等償却しております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

## 1. 「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

### (1) 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を当連結会計年度の期首から適用しております。

### (2) 遡及適用をしなかった理由等

時価算定会計基準等の適用については、当該会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法と比べて、連結計算書類に与える影響はありません。

2. 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、サービス提供に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から当該サービスに関する当社の支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はございません。

この結果、当連結会計年度の売上高および売上原価が30,537千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はございません。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産合計 28,923千円

無形固定資産合計 399,962千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として事業の種類を考慮し、主として提供するサービス等によって資産を区分しグループ化しております。減損の兆候のある資産グループについては資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、その減少額は減損損失として計上しております。

当該将来キャッシュ・フローを算定する上の主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長率、営業費用等であります。主要な仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。なお、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響は限定的であると考えております。

これらの見積りには不確実性があり、今後の市場動向や経営環境が大きく変化した場合には、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 101,030千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するか否かで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、将来加算一時差異の十分性等を考慮して判断しております。

課税所得の見積り上の主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の成長率、営業費用等であります。主要な仮定は、過年度の状況や関連する市場動向、将来の経営環境における不確実性等を考慮して決定しております。なお、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響は限定的であると考えておりま

す。

これらの見積りには不確実性があり、今後の市場動向や経営環境の変化により前提条件が変更された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 3,745千円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 2,756,825千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式(株)	5,000,000	1,250,000	—	6,250,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）への上場に伴う公募による新株発行による増加

1,250,000株

#### 2. 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 142,800株

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業領域への進出、既存事業の強化等を目的とした戦略的投資

計画に基づく資金計画に照らして、自己資金により資金調達をしております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、賃借物件において預託している敷金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金の大部分が3ヶ月以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規定等に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項



2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらとの差額については以下のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	55,357	51,793	△3,563
資産計	55,357	51,793	△3,563

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	51,793	—	51,793
資産計	—	51,793	—	51,793

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、債権額と将来の償還予定時期を合理的に見積り、無リスク利率を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、行動支援サービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
顧客との契約から生じる収益		
行動支援プラットフォームサービス	2,421,982	千円
行動支援ソリューションサービス	334,842	千円
顧客との契約から生じる収益 計	2,756,825	千円
その他の収益	—	千円
外部顧客への売上高	2,756,825	千円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	702円51銭
1株当たり当期純利益	113円13銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～15年

工具器具及び備品 5年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3年～5年

のれん 5年

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備える為、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を認識する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する

#### ① 行動支援プラットフォームサービス

当社は、パートナーである大手不動産サイト・大手求人サイトの情報や、日本全国の温泉・スーパー銭湯の情報をまとめて一括検索できるプラットフォームサービスを運営しております。

不動産・求人領域では契約に基づいて当社の運営するプラットフォームに情報を掲載し、ユーザーをパートナーに送客する義務を負っております。当該履行義務は、不動産の物件情報や求人情報についてのユーザーからの問い合わせをパートナーに送客するにつれて充足すると判断し、パートナーによる月次の承認時点で成果報酬型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、温泉領域では、契約に基づき当社の運営するプラットフォームに温浴施設等の運営情報やクーポンを掲載し温浴施設でのユーザーのクーポン利用等を可能とする義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが温浴施設等でクーポンを利用するにつれて充足すると判断し、温浴施設等による月次の承認時点で成果連動型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

#### ② 行動支援ソリューションサービス

当社は、企業向けソリューションサービスとして、広告運用の業務効率化を支援するSaaSツールサービス（DFO）等を運営しております。

当社は、契約に応じてSaaSツールサービス等を提供する義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する期間に応じて充足すると判断し、月額固定型の課金報酬による収益を認識しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

### 5. 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

#### (1) 時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

##### ① 会計方針の変更の内容及び理由

時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）、「金融商品に関する会計基

準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用しております。

② 遡及適用をしなかった理由等

時価算定会計基準等の適用については、当該会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

③ 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法と比べて、計算書類に与える影響はありません。

(2) 「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、サービス提供に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客へのサービス提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から当該サービスに関する当社の支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はございません。

この結果、当事業年度の売上高および売上原価が30,537千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はございません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産合計 28,923千円

無形固定資産合計 374,764千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「(重要な会計上の見積り) 1. 固定資産の減損損失」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 102,195千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,745千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務：  
短期金銭債権 53,547千円  
短期金銭債務 20千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 53,547千円

仕入高 5千円

販売費及び一般管理費 33,803千円

営業取引以外の取引高 1,608千円

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額

2,717,317千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,000,000	1,250,000	—	6,250,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

東京証券取引所マザーズ市場（現グロース市場）への上場に伴う公募による新株発行による増加 1,250,000株

(2) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 6,250,000株

(3) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 142,800株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

減価償却超過額、賞与引当金、資産調整勘定等であります。

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

資産除去債務に対応する除去費用等であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 712円12銭

1株当たり当期純利益 114円62銭

以 上